

山梨県公報

号外第三十七号

令和四年

九月五日

月 曜 日

目次

条 例

○山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第四十五号)(建築住宅課)
- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、当該省令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
 - この条例は、令和四年十月一日から施行することとした。

条 例

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年九月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十五号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。
別表第二の百八十六の項イ(2)中「第十二条第二項第二号」を「第十四条第二項第二号」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番